

## 一部損壊住宅修繕工事費助成のお知らせ

東日本大震災で一部損壊の被害を受けた住宅について、業者に依頼し修繕した費用の一部を助成します。

### ■助成対象者および助成対象住宅

次の要件をすべて満たすこと。

- (1)小野町に住民登録をしていること。
- (2)住宅の所有者であること(共有の場合は代表して所有する者、所有者に代わって修繕工事を行う当該所有者の二親等以内の親族を含む)。
- (3)町税を滞納していないこと。
- (4)東日本大震災で被災した住宅であること。
- (5)町発行の「罹災証明書」で一部損壊の判定を受けた住宅であること。
- (6)被災日(平成23年3月11日)に自己の居住の用に供していること(居住の用に供している店舗など併用住宅を含む。ただしアパートなど賃貸住宅、事業所などは除く)。

### ■助成金額

助成金の額は、修繕工事に係る費用の1/3(千円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てた額)。

助成限度額は20万円。

### ■申請に必要な書類など

- (1)申請者ご本人の預金通帳のコピー
- (2)【すでに修繕工事済の方】
  - ・修繕工事に要した請求明細書と領収書(施工内容が確認でき、宛名の施工業者の印があるもの)
  - ・修繕箇所(工事完了後)の写真【これから修繕工事を実施する方】
  - ・修繕工事に要する見積書
- (3)小野町発行の「罹災証明書」
  - ※罹災証明書の交付を受けていない方は、罹災証明書の交付申請が必要です。
  - なお罹災証明書の交付申請には被災写真が必要です。
- (4)印鑑

### ■対象工事など

次の要件をすべて満たす修繕工事。

- (1)修繕工事に係る費用(消費税を含む)が3万円以上であること。
  - (2)修繕工事が、被災者生活再建支援法ならびに災害救助法の支援を受けていないこと。
  - (3)修繕工事の実績報告が平成24年3月15日までに提出できること。
- ただし上記期日まで完成が見込めない修繕工事においても、助成事業の対象となる場合がありますので、地域整備課までお問い合わせください。

### ■申請期間および申請場所

平成24年2月29日まで地域整備課で申請を受け付けています。

平成24年3月15日までに完成が困難な修繕工事であっても、平成24年12月末までに完成が見込めるものについては、助成金の対象として申請することが可能です。この場合においても、平成24年2月29日までに申請をお願いします。申請がない場合は助成金の対象となりませんので、ご注意ください。

### ■助成の対象とならないもの

- (1)門、塀その他の外構工事
- (2)物置、蔵など居住の用に供さない建物
- (3)家具、家電製品の修理および購入
- (4)業者に依頼せず、自ら施工した場合の修繕

### ■注意事項

申請時、該当する住民票・戸籍・納税状況など、町の保有する公簿により助成金申請対象者であることの確認のため個人情報の取得に同意いただきます。

問 地域整備課 ☎72-6936